

加入区	縦覧期間	縦覧場所
東和町東部加入区	平成二十五年十一月二十九日から同年十二月十日まで	山口県漁業協同組合
大島郡周防大島町大字伊保田二五六の四		鶴村福太郎
大字和佐三三四の三		小方俊徳
白木加入区		
大字西方一六八の二		三村政史
大字地家室四二三の五		山本章治
橋加入区		
大字東安下庄二四一六の三		宮本浩司
大字西安下庄二〇〇八の二		田中正樹
上関加入区		
熊毛郡上関町大字長島三一九		河村晋治
徳山市加入区		
周南市築港町一〇番二五号		友沢勝美
山口市加入区		
山口市阿知須六九一五の三		高松幸治
秋穂二島四三九の一		西山靖雄
山陽小野田市加入区		
山陽小野田市大字埴生六三二の四		石田恵治
八五〇		徳田博
下関市東部加入区		
下関市長府江下町六番四号		田中儀一
彦島加入区		
清末西町一丁目二番一二号		藤本義孝
彦島海土郷町五番一九号		松村文二
豊浦町加入区		
豊浦町大字小串三三三〇の一		田中幸則
二〇九七		浦寛治
萩市中部加入区		
萩市大字椿東一八九の六八五		新田正勝
一一八九の三九六		吉岡勉
指定漁船調書の縦覧		浅野強志
		石飛孝道
		木原光男
加入区		
東和町東部加入区		
白木加入区		
橋加入区		
上関加入区		

徳山市加入区	
山口市加入区	
山陽小野田市加入区	
下関市東部加入区	
彦島加入区	
豊浦町加入区	
萩市中部加入区	

山口県告示第四百五十四号

漁船損害補償法第百十二条第一項の加入区として指定された告示(昭和三十五年山口県告示第七百十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 「東和町東部加入区」 大島郡周防大島町のうち大字伊保田、大字油宇、大字和佐、大字小泊、大字神浦、大字森、大字平野、大字和佐、大字神浦
- 「小野田加入区」 大島郡周防大島町のうち大字伊保田、大字内入、大字神浦、大字小泊、大字平野、大字森、大字油宇、大字和佐、大字和田
- 「厚狭加入区」 山陽小野田市のうち大字厚狭、大字郡、大字鴨庄、大字山川、大字山野井
- 「植生加入区」 山陽小野田市のうち大字津布田、大字福田、大字植生
- 「山陽小野田市加入区」 山陽小野田市

「王喜加入区

下関市のうち大字松屋、大字宇津井、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、木屋川本町三丁目、木屋川本町四丁目、木屋川本町五丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目、工領開作、木屋川南町一丁目、木屋川南町二丁目、木屋川南町三丁目、木屋川南町四丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、白崎一丁目、白崎二丁目、白崎三丁目、白崎四丁目、王喜宇津井一丁目、王喜宇津井二丁目、王喜宇津井三丁目

下関市東部加入区

下関市のうち大字吉田地方、大字吉田、木屋川一丁目、木屋川二丁目、大字小月町、小月京泊、小月高雄町、小月西の台、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月宮の町、小月南町、小月幸町、小月本町一丁目、小月本町二丁目、清末東町一丁目、清末東町二丁目、清末東町三丁目、清末東町四丁目、清末東町五丁目、清末東町六丁目、小月市原町、大字清末、小月駅前一丁目、小月公園町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末中町三丁目、清末陣屋、清末本町、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司川端三丁目、清末五毛一丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、千鳥浜町、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王

司本町五丁目、王司本町六丁目、長府扇町、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田四丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、清末大門、亀浜町、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、ゆめタウン、王司南町、赤池町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、大字宇部、東観音町、大字山田、千鳥ヶ丘町、眞光町一丁目、眞光町二丁目、眞光町三丁目、眞光町四丁目、大字眞光、西観音町、長府松小田東町、大字才川、長府港町、長府松小田本町、長府松小田北町、長府松小田中町、長府江下町、大字松小田、長府松小田南町、長府日の出町、長府宮崎町、長府八幡町、長府古城町、長府中六波町、長府前八幡町、長府外浦町、長府印内町、長府東侍町、長府豊城町、長府中土居本町、長府金屋浜町、長府豊浦町、長府中土居北町、長府中之町、長府黒門東町、長府松小田西町、長府土居の内町、長府南之町、長府中浜町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府松原町、長府金屋町、長府新松原町、長府満珠町、長府黒門南町、長府亀の甲一丁目、長府亀の甲二丁目、大字豊浦村、長府満珠新町、長府三島町、長府中尾町、長府羽衣町、長府四王司町、長府紺屋町、長府宮の内町、長府古江小路町、長府惣社町、長府黒門町、長府羽衣南町、長府新四王司町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府逢坂町、大字勝谷、長府高場町、長府野久留米町、大字田倉、長府浜浦町、長府珠の浦町、長府浜浦西町、長府浜浦南町、長府向田町、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、東勝谷、前田一丁目、前田二丁目、大字前田、前勝谷

を

「下関市東部加入区」

町、大字秋根、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、みもすそ川町、壇之浦町、下関市のうち赤池町、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、王喜宇津井一丁目、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、王喜上町一丁目、王喜上町二丁目、王喜上町三丁目、王喜上町四丁目、王喜上町五丁目、王喜川端一丁目、王喜川端二丁目、王喜神田一丁目、王喜神田二丁目、王喜神田三丁目、王喜神田四丁目、王喜神田五丁目、王喜神田六丁目、王喜本町一丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町六丁目、王喜南町、小月市原町、小月駅前一丁目、小月京泊、小月公園町、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月西の台、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月南町、小月宮の町、員光町一丁目、員光町二丁目、員光町三丁目、員光町四丁目、亀浜町、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末五毛一丁目、清末陣屋、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、清末大門、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、壇之浦町、千鳥ヶ丘町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府印内町、長府江下町、長府扇町、長府逢坂町、長府金屋町、長府金屋浜町、長府亀の甲一丁目、長府亀の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府黒門町、長府黒門東町、長府黒

門南町、長府古城町、長府紺屋町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府四王司町、長府新四王司町、長府新松原町、長府惣社町、長府外浦町、長府高場町、長府珠の浦町、長府土居の内町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居北町、長府中土居本町、長府中之町、長府中浜町、長府中六波町、長府野久留米町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府浜浦町、長府浜浦西町、長府浜浦南町、長府東侍町、長府日の出町、長府古江小路町、長府豊城町、長府前八幡町、長府松小田北町、長府松小田中町、長府松小田西町、長府松小田東町、長府松小田本町、長府松小田南町、長府松原町、長府満珠新町、長府満珠町、長府三島町、長府港町、長府南之町、長府宮崎町、長府宮の内町、長府向田町、長府八幡町、西観音町、東観音町、東勝谷、前勝谷町、前田一丁目、前田二丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋東町二丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、みもすそ川町、ゆめタウン、王喜宇津井一丁目、王喜宇津井三丁目、王喜川端三丁目、王喜本町二丁目、大字秋根、大字宇津井、大字宇部、大字小月町、大字員光、大字清末、大字才川、大字勝谷、大字田倉、大字豊浦村、大字前田、大字松小田、大字松屋、大字山田、大字吉田、大字吉田地方、清末中町三丁目、清末東町一丁目、清末東町二丁目、清末東町三丁目、清末東町四丁目、清末東町五丁目、清末東町六丁目、工領開作、木屋川一丁目、木屋川二丁目、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、木屋川本町三丁目、木屋川本町四丁目、木屋川本町五丁目、木屋川南町一丁目、木屋川南町二丁目、木屋川南町三丁目、木屋川南町四丁目、白崎一丁目、白崎二丁目、白崎三丁目、白崎四丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁

に改める。

目、千鳥浜町、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、乃木浜四丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目

山口県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
路線名 植生停車場線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山陽小野田市大字植生字東下久々一七三九の一地先から同大字字大久保九九一の五地先まで	最狭 三一・二	最広 一八・〇	五五八・〇	五五七・六	道路改良工事の完了による。

山口県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 植生停車場線	山陽小野田市大字植生字東下久々一七三九の一地先から同大字字大久保九九一の五地先まで	平成二十五年十一月三十日

山口県告示第四百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市望町二丁目一〇九二の七、一〇九六の一及び一〇九六の二	四・〇	四二・五	平成二五、一〇、三二
下松市楠木町二丁目二五九の九及び二五九の二〇	四・〇	三四・四	" "



(三九五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年一月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十一月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人大正の県有形文化財旧殿居郵便局と

代表者の氏名 地域住民交流の会

代表者の氏名 河田 麟

主たる事務所の所在地 下関市豊田町大字殿居一―一―番地

(三九六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年一月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十一月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人むかつく

代表者の氏名 嶋田日直男

主たる事務所の所在地 長門市油谷向津具上九五八番地の一

(三九七) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成二十五年十一月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験の日時

平成二十六年二月十四日（金曜日）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学共通教育本館

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十六年一月六日（月曜日）から同月十四日（火曜日）まで（郵送の場合は、一月十四日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―一）

山口県健康福祉部医務保険課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十六年三月十二日（水曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務保険課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務保険課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務保険課（電話〇八三―一九三三―二九二八）にすること。